# アカツキ保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名				称	社会福祉法人清暁会
所	在 地			地	さいたま市西区西大宮4丁目1番4
電	話番号			号	048-657-8148
代	表	者	氏	名	理事長 片岡 勉

## 2 施設の目的及び運営の方針

施	記	の		的	アカツキ保育園は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。
運	営		方	針	保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児(以下、園児という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。また保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。

### 3 提供する保育の内容

名				称	アカツキ保育園
所	所 在 地			地	さいたま市西区西大宮4丁目1番4
電	話		番	号	048-657-8148
認	可	年	月		令和3年3月31日
施	設	長	氏	名	片岡 勉
職		員		数	20人
取扱	及う保	育事	業の種	重類	月極保育、障害児保育、延長保育

#### 4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員 数	職務	の	内	容
園長	1人	職員及び業務の管理、	園児を全体	的に把握し、	園務を
		つかさどる。地域・1	う政との連絡	調整を行う。	
主任保育士	1人	園長を補佐し保育内容	容等、他の保	育士を統括す	る。
保育士	16人	保育に従事し、その語	計画の立案、	実施、記録及	及び家庭
		連絡等の業務を行う。			
保育補助	1人	保育士の補助を行う。			
看護スタッ	1人	園児の健康管理や緊急	急時の救急対	応の指揮、排	效命救急
フ		などのアドバイスを行	うう。その他	保育に従事す	る。
栄養士※1	1人	園児の発達段階に応	じ、離乳食、	幼児食に係る	る献立を
		作成する。併せて調理	里に従事する	0	
調理員※1	3人	献立に従い、調理に征	<b>逆事する。</b>		
事務員	1人	労務、税務、庶務にる	おいて園長を	補佐する。	

<sup>※1</sup>給食スタッフについては一冨士フードサービス㈱に業務委託

### 5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開	所 日			月曜日から土曜日まで
開	所	時	間	月曜日から金曜日 7時30分から19時30分まで
<del>         </del> 	ולא	ਹ <del>ਹ</del>	旧	土曜日 7時30分から18時30分まで
				7時30分から18時30分まで
標	準	時	間	延長保育は月曜日から金曜日
				18時30分から19時30分まで
				8時30分から16時30分まで
				延長保育は月曜日から金曜日
				7時30分から8時30分まで
短	8	寺 間		16 時 30 分から 19 時 30 分まで
				土曜日
				7時 30分から8時 30分まで
				16時30分から18時30分まで
休	列	Ť		日曜日・祝祭日及び12月29日から1月3日まで

※満 1 歳未満のお子様は 18 時 30 分までにお迎えに来ていただくようお願い 致します。

### 6 利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及び金額

種				類	理	ф	•	金	額
保		育		料	保育料は	はお住まいの各	各自治体が流	央定します。	
延	長	保	育	料	30 分当	またり 300円、	. 標準時間	月極 4,000 円/	′月
実	費	<u>I</u>	8	収	3歳以 費 4,00 参 カ ラ ト が カ フ ト が カ ラ ト が は 真 充 り 補 充	上児の主食費 3 00 円/月、行い なくなった場合 冒子 1,500 円 スポーツ振興も 質 1,050 円/	3,000円/ 事費実費、お う)、おむつ /個、登降 2ンター保記 個、くれよ 由画帳 30	月、3歳以上児の おむつ代60円/ 処分費200円/ 関管理カード50 護者負担210円 ん補充90円/ス	D副食 枚(月、円 / 年、の 本、の
								事前に説明の上、	徴収

## 7 小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

年	蛤	〇歳児	1 歳 児	2 歳 児	3 歳 児	4 歳 児	5歳児	습 計
定	員	6人	8人	8人	16人	16人	16人	70人

### 8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用に当たっての留意事項

事項	内
利用開始時について	お住まいの市町村の利用調整結果に基づいて保育必要
	認定証の支給内容等を確認し、利用契約を結びます。
利用終了について	保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、ア
	カツキ保育園の利用は終了となります。転居などで退
	園をお考えの場合は必ずご相談ください。また提出書
	類(特に勤務証明書)などが期限内に提出されない場
	合は利用終了となる場合がありますのでご注意くださ
	UN.
欠席する場合	9時までに園までご連絡をお願いします。※1
送迎が遅れる場合	9時までに園までご連絡をお願いします。※1

投薬について	与薬依頼票をご提出願います。※1
嘱託医について	河野医院医に嘱託しています。
嘱託歯科医について	スマイル歯科に嘱託しています。

※1 詳細は保育のしおりをご参照願います。

#### 9 緊急時等における対応方法

- (1)保育実施中に、容態の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定 した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な 措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、 当保育所が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ 御了承ください。

#### 10 非常災害対策

消	防 計	画作	成	西区西消防	署 令和3年1月14日届出			
(	変 更 )	届出	書	防火管理者	氏名 片岡勉			
避	難	訓	練		震を想定した避難訓練(月1回)を実施し			
	, L	u/·1	,,,,,	ます。				
防	災	設	備	自動火災報	知機・非常警報装置・誘導灯、消火器、力			
רמן	贝	取	胂	ーテン、敷	物、建具等の防炎処理			
,□4	##	+=	50	第1避難場	所・・・さいたま市立指扇中学校			
避	難	場	所	第2避難場	第2避難場所・・・さいたま市立指扇北小学校			
				AM6 時~開園前	さいたま市より「警戒レベル3」以上が発令			
臨	時	休	園	開園中	さいたま市より「警戒レベル3」以上が発令でお迎え依頼			
発	令	条	件	マの畑	計画運休等により職員が出勤できず、安全な保育に支障がある			
				その他	場合、自粛要請または休園			
厉	n±	1-1-	Œ	ANACOT BREEN	AM10 時までに解除され、安全な保育が提供可能ならば PM1			
臨	時	休夕	園	AM6 時~開園前	時から開園			
├解 除 ├		条	件	開園中	原則としてお迎えに来ていただき、降園以降その日は休園			
「警								

- 11 虐待の防止のための措置に関する事項
- (1)設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。
- (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期 発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速や かに関係機関に通告します。
- (3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、毎年各種研修に職員派遣、受講させています。

#### 12 その他保育施設の運営に関する重要事項

事項	内	容			
	4月	入園式			
	5月	子どもの日・健康診断			
	6月	歯科検診・保育参観			
	7月	七夕・個人面談			
	8月	夏祭りごっこ(予定)			
	9月	お月見会(予定)・保育参観			
年間行事計画	10月	運動発表会・ハロウィン			
	11月	健康診断・個人面談・お芋ほり			
	12月	お楽しみ会			
	1月	お正月・保育参観			
	2月	節分•生活発表会			
	3月	ひな祭り・入園説明会・卒園式・引渡し訓練			
	※行事は	は諸事情により急遽中止になる場合があります			
	毎日白園	園調理し園児に提供します。			
	保護者の方へは前月 25 日前後に献立表を配ります。				
食事の提供について	離乳食の各段階、アレルギー対応等、個別に対応すべ				
及事の提供について	きことについては毎月聞き取りを行い、個別に対応し				
	ていきます。なお、アレルギー対応食の提供は「健康				
	管理指導	尊票」(医師記入)の提出が必須となります。			
健康診断	• 児童				

	毎年5月と10月に嘱託医が健康診断を実施します。
	健診結果については連絡帳などに記載してお知らせし
	ます。
	6.9。   • 職員
	* <sup>     </sup>
	事に支障がないことを確認しております。
	毎月第2週に身長・体重測定を行います。 結果につい
身体測定	
	ては連絡帳などでお知らせします。
自己評価	保育園及び保育士の自己評価を年に 1 回行います。結
	果を集計し、その公表に努めます。
第三者評価	埼玉県が指定した評価機関による事業評価を5年に1
	度受け、その結果を公開します。
	• 園内研修
	救命救急講習、事故防止、衛生管理、アレルギー対応、
職員研修実施状況	ハラスメント防止、保育所保育指針等の研修開催
	• 園外研修
	さいたま市や各種団体主催の研修に参加予定
	日本スポーツ振興センターの保険に加入します。
	• 死亡見舞金 3,000 万円
	※運動などに起因しない突然死は 1,500 万円
	• 障害見舞金 4,000 万円~88 万円
	※障害等級により変動
損害賠償保険	•疾病 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10
	・負傷 医療保険並の療養に要する費用の額の 4/10
	※疾病、負傷は療養に要する費用の額が 5,000 円以上
	のもの
	※障害、死亡見舞金は通園途中に対しても適用されま
	すが、見舞金額は減額が発生します。
	相談・苦情受付窓口 主任保育士及び各クラス担任
	TEL;048-657-8148
	相談•苦情責任者 片岡勉
	TEL;048-657-8148 (080-1034-2262)
│相談・苦情窓口 │	第3者委員 大倉浩(弁護士)
	TEL;048-862-1853
	第3者委員 神田廣行(建築士事務所協会大宮支部長)
	TEL;048-667-0272
<u> </u>	1